



# 島根県報

令和4年1月14日（金）

第 277 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（農 村 整 備 課）	2
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（砂 防 課）	2
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則	（都 市 計 画 課）	6

### 【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	（総 務 課）	7
島根県国民健康保険条例の規定により知事が定める国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数の一部改正	（健 康 推 進 課）	7
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障 が い 福 祉 課）	7
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（ ” ）	8
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	8
地域森林計画の樹立	（森 林 整 備 課）	8
地域森林計画の変更	（ ” ）	9
保安林の指定	（ ” ）	9
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（ ” ）	10
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	12

### 【公 告】

公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	12
---------	-------------	----

### 【特定調達公告】

島根県道路情報システム開発業務に係る随意契約の相手方等	（道 路 維 持 課）	12
排水ポンプ車調達に係る一般競争入札の実施	（河 川 課）	13

### 【選管告示】

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		16
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		16

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第5号）

#### 1 規則の概要

島根県土地改良財産の処分に関する条例の規定による土地改良財産の無償譲渡に関し、対象となる事業を追加することとした。（第2条関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第6号）

#### 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る規定及び様式の整備（第11条・様式第3号・様式第4号・様式第7号—様式第11号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第7号）

#### 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第1号・様式第2号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第5号

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則（平成8年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(四) 中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和2年元農振第2707号）に基づく事業

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第6号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第9号）の一部を次

のように改正する。

第11条中「、正副2部を作成し」を削り、「を経由して」を「に」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「@」を削る。

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

様式第7号（第6条関係）

特 定 開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所  
氏 名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項の規定により、下記のとおり特定開発行為の変更の許可を申請します。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 特定開発行為の許可番号

年 月 日 第 号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

## 様式第8号（第6条関係）

## 特定開発行為変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所  
氏 名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第3項の規定により、特定開発行為の変更について下記のとおり届け出ます。

## 記

- |                |              |              |
|----------------|--------------|--------------|
| 1 対策工事等着手予定年月日 | 変更後<br>年 月 日 | 変更前<br>年 月 日 |
| 2 対策工事等完了予定年月日 | 変更後<br>年 月 日 | 変更前<br>年 月 日 |
| 3 その他の理由       | 変更後の用途       | 変更前の用途       |
| 4 特定開発行為の許可番号  | 年 月 日 第 号    |              |

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第9号中「㊤」及び  
「この届出書を受理する。」

受 理 番 号

年 月 日

島根県知事



」

を削る。

様式第10号中「㊤」及び  
「この申請を（別記条件を付して）承認する。」

承 認 番 号

年 月 日

島根県知事



」

を削る。

様式第11号中「㊤」及び  
「この届出書を受理する。」

受 理 番 号

年 月 日

島根県知事



」

を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

---

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第7号**

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則（平成4年島根県規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削り、同様式記入要領12中「者に」を「ものに」に改める。

様式第2号中「㊤」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告

## 示

### 島根県告示第10号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、令和4年1月14日から施行する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸 山 達 也

表の島根県会計年度任用職員採用試験（政策企画局女性活躍推進課が実施するものに限る。）の項を削り、同表の島根県育休代替職員登録試験の項中「島根県育休代替職員登録試験」を「島根県育休任期付職員・同行休業任期付職員等採用（登録）試験」に改め、同表の島根県会計年度任用職員採用試験（総務部人事課が実施するものに限る。）の項中「（総務部人事課が実施するものに限る。）」を削り、「〃」を「受験案内で指定した所属」に改め、同表の島根県会計年度任用職員採用試験の項及び島根県会計年度任用職員採用試験（障がいステップアップ就労支援）の項を削り、同表のクリーニング師試験の項中「合格発表の日から1月間」を「〃」に改め、同表の島根県会計年度任用職員採用試験（出雲保健所が実施するものに限る。）の項及び島根県会計年度任用職員採用試験（土木部高速道路推進課が実施するものに限る。）の項を削り、同表の砂利採取業務主任者試験の項中「〃」を「合格発表の日（結果通知発送の日）から1月間」に改め、同表の島根県立青少年の家会計年度任用職員採用試験の項中「島根県立青少年の家会計年度任用職員採用試験」を「島根県会計年度任用職員採用試験」に改め、同項口頭により開示請求をすることができる場所の欄中「青少年の家」を「受験案内で指定した所属」に改め、同表の島根県教育庁埋蔵文化財調査センター会計年度任用職員採用試験の項を削る。

### 島根県告示第11号

島根県国民健康保険条例の規定により知事が定める国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数（平成30年島根県告示第10号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸 山 達 也

2の項中「0.8718786202391」を「0.8752978756628」に改め、4の項中「0.8784934950816」を「0.8849539080122」に改め、6の項中「0.8884354766880」を「0.9065434581246」に改める。

### 島根県告示第12号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
--------	--------	---------	-------

合同会社笑FULL	みやちゃん家第3	浜田市周布町口369番地1	令和3年12月10日
-----------	----------	---------------	------------

## 2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社笑FULL	みやちゃん家第3	浜田市周布町口369番地1	令和3年12月10日

## 島根県告示第13号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸山達也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
本田 学	内科・リウマチ科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和3年12月28日
岸 隆	外科	大田市立病院	大田市大田町吉永1428番地3	令和3年12月28日

## 島根県告示第14号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸山達也

## 大社町土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

富田 治良 出雲市大社町入南1084番地

## 監事

春木 康弘 出雲市大社町杵築西1853番地

## 2 就任年月日

令和3年11月30日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

多々納 勝 出雲市大社町入南1045番地

## 監事

糸賀 龍夫 出雲市大社町杵築西1862番地

## 島根県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸山達也

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
隠岐森林計画区 (隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村)	隠岐地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県隠岐支庁農林水産局

## 島根県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
江の川下流森林計画区 (浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町)	江の川下流地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林水産振興センター 島根県西部農林水産振興センター県央事務所
斐伊川森林計画区 (松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市)	斐伊川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林水産振興センター 島根県東部農林水産振興センター雲南事務所 島根県東部農林水産振興センター出雲事務所
高津川森林計画区 (益田市、津和野町、吉賀町)	高津川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林水産振興センター益田事務所

## 島根県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林の所在場所

出雲市佐田町原田959-1、959-2、960-1、961-1、963-1、963-2、964-1、965-1、969-1、1528-2、1820-24、1995

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第18号

令和3年島根県告示第668号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町油井一ノ谷371-2	金岡 紘一
隠岐郡隠岐の島町油井行権373-1	藤原 宏晃
隠岐郡隠岐の島町油井行権374	和田 泰
隠岐郡隠岐の島町那久鍋岩1475	齋藤 サズキ
隠岐郡隠岐の島町蔵田尻無2202、2256-続1、2260	藤山 徳寿
隠岐郡隠岐の島町蔵田畑奥2385、2385-内1、2386	澤 蔵助
隠岐郡隠岐の島町蔵田畑奥2387、大領2551-1	三角 龍夫
隠岐郡隠岐の島町蔵田畑奥2393	三角 正利
隠岐郡隠岐の島町蔵田大領2544	三角 進
隠岐郡隠岐の島町蔵田大領2550	村上 春吉
隠岐郡隠岐の島町都万角々谷5209-1、5210-2、5220-1、5221-2、5222-2	井川 芳樹
隠岐郡隠岐の島町都万中尾6367	梶田 キクエ

## 島根県告示第19号

令和3年島根県告示第676号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町都万ウス立2925-1、2925-2	高梨 ヨシノ
隠岐郡隠岐の島町都万ウス立2926-1、2952-2、ス床2910、向平5794、5794-1、5795、5795-1、5799、小津久5727-1、大谷5779、5780、矢越5750	高岡 昭治
隠岐郡隠岐の島町都万ウス立2934	宇野 努
隠岐郡隠岐の島町都万ウス立2934-2、2956	高梨 瀬七
隠岐郡隠岐の島町都万東小津久2957-1、2958-1	高梨 太
隠岐郡隠岐の島町都万小津久5726	高梨 磯治
隠岐郡隠岐の島町都万矢越5747	齋藤 富太郎

隠岐郡隠岐の島町都万矢越5748	高宮 薫
隠岐郡隠岐の島町都万向平5798、5798-1	高宮 繁
隠岐郡隠岐の島町都万大津久平5959	梶田 文太郎 梶田 吉十郎 齋藤 オリ 齋藤 国太郎 齋藤 幸十郎 齋藤 甚七 前田 清二郎 吉岡 勝八 吉田 勝太郎 吉田 惣八
隠岐郡隠岐の島町都万大津久平5959、5965、5966、形津久6169、6180	梶田 熊太郎
隠岐郡隠岐の島町都万大津久平5959、5965、5967、形津久6169、6180	吉田 菊太
隠岐郡隠岐の島町都万大津久平5959、5965、形津久6169、6180	梶田 才次郎 梶田 三次郎 梶田 牧太郎 齊藤 伊勢若 齊藤 兼市 齊藤 貞市 齊藤 松太郎 齊藤 林平 前田 長吉 吉岡 才治郎 吉岡 直吉 吉田 才太郎 吉田 文六
隠岐郡隠岐の島町都万大津久平5960	桑田 ヨナ枝
隠岐郡隠岐の島町都万大津久平5961	齋藤 眞吾
隠岐郡隠岐の島町都万大津久平5963、5964	吉岡 碧 吉田 伊勢次郎
隠岐郡隠岐の島町都万大津久平5963、5964、5965、形津久6169、6180	梶田 嘉次郎
隠岐郡隠岐の島町都万大津久平5965、形津久6169、6180	梶田 鐵太郎 齊藤 イチ 齊藤 正一 齋藤 八太郎 齊藤 松若 吉岡 伊勢太郎 吉田 大吉

隠岐郡隠岐の島町都万大津久平5968

梶田 キクエ

## 島根県告示第20号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
益田市	平成30年度～令和2年度	22枚	1冊	飯浦3	令和4年1月4日
益田市	平成30年度～令和2年度	15枚	1冊	飯浦4	令和4年1月4日
益田市	平成30年度～令和2年度	15枚	1冊	戸田2	令和4年1月4日
隠岐の島町	令和元年度～令和2年度	27枚	16冊	上西①	令和4年1月4日
隠岐の島町	平成30年度～令和2年度	19枚	2冊	西村③伊後③	令和4年1月4日
出雲市	平成30年度～令和2年度	11枚	1冊	美保④	令和4年1月4日
出雲市	平成30年度～令和2年度	3枚	1冊	美保⑤	令和4年1月4日

**公 告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月19日に終了した旨県央県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和2年7月15日から令和3年3月19日まで

## 3 作業地域

大田市長久町土江

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 役務の名称及び数量

島根県道路情報システム開発業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部道路維持課 島根県松江市殿町8番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年11月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
西日本電信電話株式会社 島根支店 支店長 長江 恵 島根県松江市東朝日町102番
- 5 随意契約に係る契約金額  
46,695,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年1月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量  
排水ポンプ車（30m<sup>3</sup>/min級、揚程10m） 1台
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書のとおり
  - (3) 納入期限  
令和5年3月10日（金）
  - (4) 納入場所  
浜田県土整備事務所管内で契約後に指定する場所
- 2 入札方法
  - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。  
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承諾を得て、書面により提出することができる。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。  
なお、入札する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含まないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先  
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地  
島根県土木部河川課水政グループ  
電話 0852-22-5196 F A X 0852-22-5681  
電子メール kasen@pref.shimane.lg.jp
- 5 入札説明書の交付方法  
本公告の日から令和4年2月9日（水）までの間、電子調達システムにより交付する。  
なお、これにより難しい場合は、次により交付する。
- (1) 交付期間  
本公告の日から令和4年2月9日（水）までの間  
ただし、(2)のイの場所にあつては、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1号第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 交付場所  
ア 4の場所  
イ 島根県ホームページ上（[https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/bid\\_kasen/pomp2.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_kasen/pomp2.html)）
- 6 入札参加希望者に要求される事項
- (1) この入札に参加を希望する者は、令和4年2月9日（水）午後4時までに、島根県土木部河川課水政グループ（島根県松江市殿町8番地）宛に入札説明書に定める入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等
- (1) 電子調達システムによる入札の期間  
令和4年2月24日（木）午前9時から同月25日（金）午後4時まで（同月24日午後5時から同月25日午前9時までを除く。）
- (2) 書面による入札の日時、場所等
- ア 日時  
令和4年2月25日（金）午後4時まで
- イ 場所  
4の場所
- ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年2月25日（金）正午までに到着し

ていること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月28日（月）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき、又は本件契約に係る国庫補助事業に係る交付決定及び翌債承認が得られないときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

なお、入札を取りやめる場合はその理由とともに公告し、入札を延期する場合はその理由及び延期後の入札日とともに公告し、競争参加者に通知する。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行にあたって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部河川課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : a Drainage pump truck

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. February 24, 2022 to 4 : 00 p.m. February 25, 2022

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. February 25, 2022

(Bids by post must be received by 12 noon on February 25, 2022)

(4) Contact point for the notice : River Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural

Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5196

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第1号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月14日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

## 1 政党

国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
立憲民主党島根県第1区総支部	亀井 亜紀子	会計責任者の氏名	田畑 静吾	林 英郎	令和3年12月10日
		主たる事務所の所在地	松江市津田町301リバーサイドビルディング1階	松江市御手船場町586-10	

## 2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
石倉刻夷後援会	細木 敏治	会計責任者の氏名	戸谷 豪良	清山 拓郎	令和3年12月8日
いしばし良治後援会	藤原 光三	代表者の氏名	藤原 光三	松川 節郎	令和3年12月16日
小村博之後援会	小村 博之	主たる事務所の所在地	松江市浜佐田町500-3	松江市浜乃木6-2-18	令和3年11月29日
福原宗男後援会	宅野 克典	代表者の氏名	宅野 克典	渡辺 稔	令和3年5月2日
三島あきら後援会	三島 伸夫	主たる事務所の所在地	松江市西津田2-1-44	松江市西津田二丁目2-2	令和3年5月17日

**島根県選挙管理委員会告示第2号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年1月14日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

## 1 その他の政治団体

(1) 国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日

大庭せいじ後援会	細田 博之	令和3年11月10日
----------	-------	------------

## (2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
浅野俊雄後援会	浅野 俊雄	令和3年12月16日
遠藤孝後援会	竹下 久由	令和3年11月27日
原正雄後援会	八幡 重吏	令和3年12月1日
松原義生後援会	上ヶ山 慶市	令和3年12月27日
わくわく松江を創る会	田中 景子	令和3年12月1日